

Ann. Rep. Asahikawa
Med. Coll.
1994, Vol.15, 53~61

Abortionの論理

岡田 雅 勝

Abortionの議論の前提 Abortionの是非をめぐる議論の主要な問題は、現在胎児に人格性を認めるのか否かという議論が焦点となっている。つまりabortionの議論の前提として胎児が人間となるのは何時からかという議論が提出されている。その場合に、つぎの2つの見解が提出されている。

- 1) 「胎児は受胎の瞬間から人間 (human being) である。」
- 2) 「胎児は受胎の瞬間から人格 (person) であるのではない。」

1) の見解をとる者は、Abortionの反対の立場に立ち、2) の見解はAbortionの擁護の立場に立って、それぞれ自己の論証の正しさを主張しようとしている。ただし、注意しなければならないことは一両者とも生物学的に生命の誕生は受胎の瞬間から始まることは自明のこととされていることである。両者の議論が対立するのは、生物的生命と人間的生命 (人格的生命) に違いがあるのかどうかに向けられている。

人格的生命 (人間的生命) とは、古来〈人間とは理性的動物である〉と言われているように、生命に意識が伴っていることにある。それは、生命の価値にはgradeがあるという考えで、すべての生命は決して等価ではないという価値観によっている。たとえば、植物的生命、動物的生命、さらに人間的生命というように、生命に価値の上下をつけて、人間の生命が最も価値が高いとする考え方によっている。

1) の主張は、人間という生命体は受胎のときから、人格的生命を (可能的に) 備えており、しかも人間という生物学的生命と人格的生命との間には連続性があるので、受胎の瞬間に胎児は人間となるという議論を展開している。

2) の主張は、人間となるのは、胎児に脳が形成された時期 (およそ10週目) である。むろん胎児の脳の働きは、幼児や子供、あるいは大人と同じではなく、その意味ではまだ人格を持っているとは言えないが、それでも、人格となり得る可能性まで発育しているので、その時期には潜在的な人となっているが、まだ人格的生命にはなっていないという議論を展開している。

Abortion反対の見解 Abortion反対の見解は、生命の聖性を強調し、生命は神（天）からの授かりもの（カトリックに従えば、人間の命は、神の愛の証であり、無限の価値をもっている）であり、それゆえ、Abortionは許されないということにある。こうした宗教的信念（カトリック教）を背景にして、つぎのように議論が展開される。

- 1) すべての人は生きる権利をもつ。
- 2) 胎児は人である。それゆえ胎児は生存権をもつ。
- 3) 母親は自分の生きる権利に責任があり、決定権をもつ。
- 4) 自分の胎内に胎児がいても、胎児には生きる権利がある。それゆえ、母親の決定権よりも胎児の決定権が優先されるべきである。
- 5) 以上のことにより胎児を殺してはならない。Abortionは許されない。

Abortion反対の立場は、以上の論理を展開しているが、それには〈汝殺すなかれ〉という原則が大前提となっている。さらに〈罪のないもの〉を殺すことは、絶対に容認されないという宗教上の教義からのAbortion反対論である。

ただAbortionを認める例外事項がある。生命を奪うことは認められないが両者（母親と胎児）の生命を救おうと努力して、結果として胎児を流産させてしまった場合に限る。その場合救おうという意図のよきがあれば、結果として胎児を殺すことになっても仕方がない二様の原則が適用されている。二様の原則とはつぎのものである。Abortionは如何なる場合も許されない。しかし胎児を流産させる意図がまったくなく、母親の命を助ける意図で、やむなく流産になった場合は認められる。

しかしabortionにかかわる原則はつぎのようである。胎児は罪のない生命体である。それを殺すことは絶対に認められない。したがって母親が胎児かどちらかが助かるときには、胎児が優先される。胎児を殺さなければ母親が助からない場合は、ともに死を黙認する。死の黙認と殺人行為とはまったく異なっている。死の黙認は許されるが、しかし殺人行為は許されない。とりわけ、罪のないものの殺人は許されない。それは死の黙認より罪が重いからである。それゆえabortionは許されない。

以上のように、abortion反対の立場はカトリック教の教義から導かれた論証である。こうした前提に立って、人間の生命や行為を捉える限り、abortion反対の議論は論理的に整合的に導かれている。

トムソンの論証 Abortionの擁護者としてしばしば引き合いにされているのはジュディス・トムソンである。彼女は「A Defence of Abortion」と言う論文においてabortion

を擁護している。それによると、「胎児は受胎の瞬間から人格 (person) であるのではない」と主張し、さらにつぎのような展開している。

- 1) 彼女はいわゆる〈線引きの問題〉を取り上げ、胎児が受精の瞬間から人であるのでも、その発育の過程において何処から人となるか決めることもできないと主張する。「胎児の発育過程は連続的であって、それゆえ何処から人で、それ以前には人でないというような明確な線引きはできない。」それでもドングリが樞の樹でないように、胎児は人ではない。胎児が人ではないという主張によって、彼女はabortionを擁護する。しかし胎児がかりに人であるとしても、abortionは認められるべきだと主張する。そして胎児の生存権を守ろうとするabortion反対論者に対して、トムソンはつぎのように主張する。
- 2) 「しかしかりに胎児が人であり、生存権があると認めても、母親の胎児に対する決定権よりも胎児の生存権は重い。それゆえに、abortionはしてはならない」というのはおかしいし、「母親の命が脅かされるときでも、無実な人を殺害するようなabortionは認められない」という主張は認められないのである。
- 3) たとえば、ある少女がレイプによって妊娠した場合に、胎児は人であり、それゆえ生存権があるとあって、「胎児が母親の胎内に住みついて、母親から栄養をとり、生きる」権利があるとさえない。レイプによって存在するようになった胎児は、母親の胎内を使用する権利はない。妊娠し、悩みおびえて、しかも生活能力のない少女がabortionをしたとしても、当然のことで、決して不当な殺人行為をしたのではない。
- 4) さらに、「母親の生命が脅かされて、abortionすれば助かる場合には、その場合にはabortionは道徳的に認められなければならない。」「人間にすべてに優先を請求する正当な権利があるとすれば、自分自身の身体に対する優先を請求する正当な権利である」。その権利には自己防衛する権利が含まれる。したがって自分の生命が脅かされている場合に、それを守ろうとすることには異議を唱えることはできない。それゆえ、abortionは擁護される。
- 5) 「致命的な生命の危険がない場合も、場合によって正当な権利からabortionを選ぶことができる。」「胎児に生存権があると仮定しても、生存権は他人の身体を利用する権利を保証していない」からである。—たとえば、腎臓疾患の重病人がいて、誰かの腎臓を利用できれば助かるような場合にも、誰かをかどわかして、その人の腎臓を利用する権利はない。それと同様に、胎児も生存権があるからといって、母親の体に勝手に利用する権利は与えられないのである。
- 6) 「胎児が存在したのは、妊娠の可能性があることを承知で肉体関係を結んだのだから、それに当然の責任をもち、胎児の生存権を尊重すべきだ」という反論に対しては、それに対して責任の有無は必ずしも明確とは言えない」という見解を取っている。

- 7) 避妊のための手段を講じたにもかかわらず、妊娠してしまった場合に、abortionを選択しても認められる。「他人を入れないために、窓に格子をつけていたが、それにわずかばかりの欠陥があって、強盗、あるいは罪のない人が入ってしまった。その場合には、彼らに滞在を勧める義務はない。」

トムソンはあらゆる場合に、abortionが許されていると主張しているのではなく、常識の認める範囲に限るのであり、まったく自分都合とか、気まぐれでのabortionには反対している。「妊娠中でありながら、休暇旅行を延期するのが面倒だという理由でabortionするのは許されない。」以上のトムソンのabortionが場合によって擁護されるべきだという主張は、abortionを禁じる法律に対して向けられた議論であり、彼女は常識的観点に立って、abortionを容認すべきであり、特に死に直面した女性を救済するヒューマンな感情から（彼女の言葉ではよきサマリヤ人の掟）の議論の展開をしている。

Abortionの道徳的正当化への問い—プロディーの論証

プロディーはabortionが道徳的に認容できるという人々（主としてトムソン）の見解をあげ、そのどれもが道徳的に正当化されていないと主張。以下の論証はトムソンのabortion擁護に対する反対の議論を提出している。

- 1) 「女性は自己防衛として、著しい負担ないし自分の生命が危険に瀕しているときにabortionが許される」（トムソンの4）の議論

これに対するプロディーの論拠はつぎのようである。

- a) Aが生きることによって、Bの生命を脅かす。それでAを殺すことによってBの生命を脅かすことはなくなる」—危険条件。
- b) AはBの生命を不当に侵そうとしている—意図条件。
- c) AはBの生命を奪うことをしている—犯罪条件。
- d) AはBを死に至らす何等か行為をしている—行為条件。

こうした条件にあって、普通正当自己防衛が認められるのは、上の危険条件に加えて、意図条件か、あるいは行為条件が満たされればよい。しかしトムソンの議論は危険条件だけであるから、自己防衛は正当化されないとして彼女の議論に異論を唱えている。

- 2) 「女性は自分の身体を使用して、胎児を育てるために出産まで、胎児を胎内に保持するか、あるいは自分の身体をそのために使用せずに胎児をabortionするか、どちらでも自由に選択できるべきであり、したがってある種の権利を持っている。」
(トムソンの5)の議論。)

これに対するプロディー反論。トムソンの言うように、確かに母親の身体は自分のものであり、母親がその身体を使用する第一の権利を持っている。それゆえ、母親はabortionの権利を持っているように思われる。

しかしそれよりもっと本質的問題がある。「生命を救うという義務」と「生命を奪わないという義務」があって、「生命を奪わない」という義務は「生命を救う」という義務よりも重要である。いま母親がabortionしなければ自分の生命が失うという状態にあるでしょう。「胎児の生命を救えば、母親の生命を失う。それゆえ胎児の生命を救うとする」(これは「生命を救う」という義務ははたされている。)、「胎児の生命を奪わなければ、母親の生命は失う。それゆえabortionする」(これは「生命を奪わない」という義務がはたされていない)。「生命を奪う」ことは許されない。したがって、自由にabortionをするか、しないかという選択権は正当化されないし、無論胎児をabortionする権利も正当化されない。

3) レイプされて、胎児をもった場合(模範刑法法典)。

- a) 「母親はレイプによって傷ついて、おびえており、望まない胎児をもっているのだから、abortionの権利がある。」(トムソンの3)の議論。)

これに対するプロディーの反論は、母親は不当にも胎児を身ごもることになったとしても、無実の胎児の生命を奪うことはabortionの正当化の十分な根拠とはなりえないというのである。

- b) 「胎児はレイプ犯の攻撃行為によってできたのであるから、胎児が胎内にいることは母親に対する攻撃的行為である。したがって、彼女はabortionによってその攻撃行為をしりぞける権利がある。」(トムソンの3)の議論に関係。)

これに対するプロディーの反論は、レイプの結果胎児を身ごもったとしても、母親はabortionする権利をもたないというのである。

4) 胎児をもつことが母親の健康を害する場合(模範刑法法典)。

すでに2)のところで扱ったように、危険条件だけでabortionする権利を母親はもたない。

5) 胎児をもつことによって母親の家庭で問題が引き起こすことが予想される場合（模範刑法法典）。

これに対するプロディーの反論は、「胎児が家族の他の人たちに対して攻撃行為をしているのであれば、別にあるが、胎児にはそうしたことができない。胎児の存在が他の家族に及ぼすであろうということによっては、abortionは正当化されない」というのである。

プロディーの主張 以上、プロディーの主張は、〈abortionが道徳的に認められるとするいくつかの主張は、その立証の仕方に間違いがある〉という指摘である。プロディーの立場はつぎのような人間の権利論からのabortionに対する反対の論拠を提出している。

「胎児はある時点で生存権をもったパーソンとなる」。

- 1) 胎児は〈人間に本質的なすべての性質〉を獲得したときに、人格（パーソン）となる。脳機能の、あるいは機能可能な脳を獲得したときであり、6-12週目の時点で胎児は人格（パーソン）となる。Abortionはそれ以降では異常な状況以外には道徳的には認められない。
- 2) 〈それらの性質は、もしそのひとつが失えば人格（パーソン）であることが消滅し、人格（パーソン）にとどまることができなくなるような性質のことである〉—彼の立場は、宗教的信念からではなく、人間の権利論に基づけられている。

Abortionを擁護する立場

この立場は「胎児は受胎の瞬間から人であるのではない」という命題を前提としている。こうした議論には、暗黙のうちに受胎の瞬間に生命体が誕生しているという事実が承認されているが、地方〈汝殺すなかれ〉という宗教も説いている人間に課せられている行為の大原則に違反することなく、abortionを認める理由づけが探されているからである。そこで事実こそくして、どの時期に生命体としてのヒトが人格（パーソン）と認められるのかという基準を定めるのではなく、〈パーソン〉を定義することによって、この問題に対処しようという試みがなされている。

人の定義 ヒトの生命を生物学的生命と人格的生命と分け、人格的生命をもつもの人格（パーソン）だと前提した議論を展開しているのである。こうした人たちの見解はつぎのように要約される。

- 1) たんなる生物学的生命しかもたないものは、パーソンではない。パーソンであるためには人格的生命を有しなければならない。（エンゲルハルト）
- 2) 「ある者がパーソンである」というのは、「その者が生きるための道徳的権利をもつ

ている」と同義である。(トウリー)

- 3) 「意識をもち、同一性の自覚をもち、目的とか計画をもち、情緒的な反応をもち、苦痛や不安を覚え、フラストレーションを体験し、理性をもち、他人と意思疎通ができる。」(フアインバーク)
- 4) 「脳が機能していることが人格的生命の必要条件である。道徳的に行為できることが十分条件である。」(エンゲルハルト)
- 5) 「自己意識をもち、理性的で最低限度の道徳的感覚をもっていること。」(エンゲルハルト)

トウリーの論証 トウリーは、胎児が人(パーソン)ではないこと、さらには嬰兒が人(パーソン)ではないと主張し、abortionを認めるばかりではなく、嬰兒殺しを道徳的に認める議論を展開し、つぎのように主張している。

- 1) 胎児をパーソンとして認めるからabortionの議論が複雑になり、母親の生命が危険に瀕したときでも、正否をめぐった議論がなされる。しかしパーソンの定義を明瞭にすれば、abortionが人殺しという非難を受けなくて済む。そのためには、パーソンという概念を道徳的概念として受け取り、「Xはパーソンである」ということは「Xは生存すべき道徳的権利をもっている」と同じ意味であると定義することである。
- 2) この権利をもつためにはどのような性質を持たなければならないのかを問う。人間は成長のどの時点で、パーソンである性質をもつようになるのか。第1の問は、道徳的問題であり、第2の問は事実問題である。
- 3) 第1の問に対して、「自己意識をもち、道徳的感覚を持っていること」と答える。その限りにおいて、人間は生きるべき権利をもっている。この条件が満たされれば、abortionとinfanticideを適切に擁護できる基盤をもつことができる。

第2の問に対して、胎児は無論のこと新生児は、こうした条件を満たしてはいないことはまったく明白である。それゆえabortionもinfanticideも道徳的に承認できなければならない。

以上のようにトウリーは、パーソンの定義を自己意識をもつものとして前提し、しかも道徳的行為を自らの責任において出来るものとして定義している。そうであれば、幼児とか、児童はどうなるのかという別な線引きが問題となるが、彼はinfanticideについては、生後1週間として答えている。そうだとすると、老人性痴呆とか、植物的人間に対してどうするのかという問題にも関わってきて、彼らの生存権はこの論理では認められないこととなる。

フレッチャーの論証 さらにフレッチャーは、状況倫理論を功利主義的観点から、abortionを擁護してつぎのように主張している。ただたんに生命体が存在するから、それを守るということを絶対的に正当化する論拠などはない。そもそも生物学的生命と人格的生命とは等価ではない。胎児は生命体である。しかし胎児はパーソンではない。それゆえabortionに反対する道徳的論拠はない、それゆえabortionは道徳的に擁護できる。その理由として以下3点にわたり論証をしている。

- 1) パーソンであるためには、個性と自立して生存する能力が必要である。個性には、最小限度の知性が必要であり、好奇心、愛情、自己意識、記憶力、意思力、良心などのメンタルな特性がその構成要素となる。ところで、胎児にはそれが欠けているので、胎児はパーソンではない。したがって、母親に出産の強制を正当化する道徳的根拠はまったくない。
- 2) Abortionの決定にあたって、母親（当事者）にとって最大の幸福をもたらすのが正しい行為である。つまり行為の選択にあたり、良い結果と悪い結果とを比較考量して、そしてabortionがいいという結論に達したら、それは良い行為である。
- 3) その比較考慮にあたり、健康、快楽、将来、社会的利益（社会的負担の可能性、重度の先天的欠損など）などのことを念頭におき、個々の状況に応じて適切な判断することが肝要である。

パーソン論とAbortion バイオエシックスにおける論争において、abortionをめぐる論議は多様で、様々な観点からその正当性を論証しようとしている。しかしそれは基本的にはキリスト教神学に従った立場からのabortion反対論と、人間の権利論という立場からの反対論に示されている。ローマ・カトリック教に代表される、生命の聖性と生命の尊厳の思想に基づいている。

Abortion擁護の立場は、その論証の根拠となっているのはパーソン論である。それらの主張に共通に言えるパーソンとは、〈脳の機能があり、道徳的感情をもって行為できる者〉ということである。その条件に適合しない場合は、abortionないしinfanticideは道徳的認められるということである。こうした〈パーソン論〉は、近代の思想においてすでに展開された人間論に基礎づけられている。人間の人間たるゆえんは意識をもち、道徳的行為することにあり、その限り、人間は人格を備えており、それゆえ人間の生存権とか自由権が尊重されなければならないという思想である。—カント、ロックなどの哲学者、アメリカの独立宣言、フランス革命での人権宣言、さらに1948年の世界人権宣言などに、これらの考え方が表明されている。たとえば、「すべての人間は平等で、自立した存在であり、いかなるものも他人の生命、健康、自由、財産を損ねてはならない」（ロック）。「生命、自由、幸福の追求」（アメリカの独立宣言）「生命、自由、安全の権利、プライ

バシーの擁護、思想、良心、宗教の自由、隷属、拘束、虐待からの自由、人間の尊厳、表現の自由、平等権」。要約すれば、「すべての人間の生存権、自由権、幸福を追求する他人に譲渡できない権利」（世界人権宣言）。

人間の立場からの権利論をかかげ、そのうえで、胎児とか嬰兒などのabortionとinfanticideとを容認しようとするものである。またそのなかで、〈最大多数の最大幸福〉を主張し、社会の利益と個人の善（利益）を追求する権利の調和を求める功利主義的思想から、生命の質を追求する思想もこの論証には含まれている。

文献

Judith Thomson, A Defence of Abortion.(T.L.Beauchamp and T.P.Pinkard (ed.),Ethics and Public Policy,Englewood Cliffs,Prentice-Halle,1983)

Bauch Brody,The Morality of Abortion.(J.Arthur(ed.),Moral and Moral Controversies, Englewood Cliffs,Prentice-Halle,1981)

Michael Tooley,Abortion and Infanticide.(J.Arthur(ed.),Morality and Moral Controversies,Englewood Cliffs,Prentice-Halle,1981)

Gerald Kelly,Medico-Moral Problem.(St.Louis,The Catholic Hospital Association, 1958)

Tristram Engelhardt,The Foundation of Bioethics.(Oxford University Press, 1986) (加藤・飯田監訳『バイオエシックスの基礎づけ』、朝日出版社、1989年)